

管財関係債権訴訟事件報告書

				(令和 年度分)		(単位:円)		令和 年 月 日 ○ ○ 財務局		
原被告別	相手方	債権の種類	訴訟価額	法務省に手続 依頼年月日及 び法務局名	提訴又は上 訴年月日	事件番号及 び事件名	所属裁判所 名	財務局指定 代理人	判決言渡年 月 日	判決以外に よる解決年 月 日

摘要

作成要領

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 本報告書には、管財関係債権に関し次の処理をしたものについて記載する。
なお、前年度以前に下記(1)から(9)までの処理のあったことを、本年度中に承知し、前年度までの報告書に記載しなかったものについても必ず記載する。
 - 本年度中に訴訟手続を法務省（法務局又は地方法務局を含む。以下同じ。）に依頼したものと及び法務省が、裁判所に対し提訴又は上訴手続をとったもの。
 - 相手方から訴えの提起がなされたもの。
 - 支払命令から本訴に移行したもの。
 - 判決言渡しがあったもの。
 - 判決が確定したもの。
 - 訴訟上の和解等判決以外の措置によって解決したもの。
 - 訴訟価額に変更があったもの。
 - 訴訟告知をしたもの。
 - 係属訴訟事件に関連して保全措置（仮差押、仮処分等）をとったもの等について記載する。
- 「原、被告別」欄には、第1審における相手方についての原告又は被告別を記載する。
- 「債権の種類」欄には、大蔵省所管一般会計管財関係の債権の種類（目）を記載することとし、例えば、不動産売払代債権、公団等引継債権等を記載する。
ただし、詐害行為取消請求の訴えにあつては「詐害行為取消」と記載する。
- 「訴訟価額」欄には、提訴の際に明示した金額を記載する。ただし、詐害行為取消請求の訴えについては当該対象物件の品目、数量及び価額を記載する。
- 「提訴又は上訴年月日」欄には、一審39.4.6控訴39.5.20等とその審級別を記載する。
- 「財務局指定代理人」欄には、例えば、「〇〇局〇〇」のように指定代理人と部局の所属別を記載する。
- 「判決以外による解決年月日」欄には、例えば、和解39.10.1、調停39.5.15、認諾39.2.11、取下げ39.3.12のように解決の措置別と年月日を記載する。
- 「摘要」欄には、次の事項を簡明に記載する。
 - 支払命令から本訴に移行したものについては相手方の異議申立趣旨
 - 訴えの取下げがあったものについての理由
 - 訴訟価額の変更のあったものについての根拠及び理由
 - 訴訟係属中の事件に関連して保全措置をとったものについての措置の種類、年月日、対象物件の概要
 - 訴訟告知をしたものについての告知の相手方氏名、告知年月日及び告知の理由
 - 判決確定又は訴訟上の和解が成立したものについての債権の回収見込み
 - その他必要と認める事故
- この報告書は、財務局の歳入徴収官がとりまとめ作成する。

作成要領

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 2 (1) 本報告書のA表には、管財関係債権に関し、法第15条、第18条第2項及び第4項若しくは第28条の規定する措置について、本年度中に法務省（法務局又は地方法務局を含む。以下同じ。）に依頼し、次のように処理されたものについて記載する。
なお、前年度以前に下記(イ)から(ト)までの処理があったことを本年度中に承知し、前年度までの報告書に記載しなかったものについても必ず記載する。
 - (イ) 「前年度末現在法務省で処理中」欄には、前年度末現在法務省で処理中のもの、すなわち前年度報告書において(H)欄に記載されたもの
 - (ロ) 「依頼後取下げ又は法務省から返れい」欄には、依頼後弁済等があるその手続依頼を取り下げたもの又は法務省において当該手続をとることは不相当であると判断され返礼されたもの。
 - (ハ) 「申請又は申立て」欄には、法務省から裁判所に対し申請又は申立てがなされたもの。
 - (ニ) 「申請又は申立て後取下げ」欄には、裁判所に申請又は申立て後弁済等がある当該措置の取下げをしたもの。
 - (ホ) 「決定又は成立」欄には、申請又は申立てが裁判所において決定又は成立したもの。
 - (ヘ) 「却下又は不成立」欄には、申請又は申立てが裁判所において却下又は不成立となったもの。
 - (ト) 「本年度末現在法務省で処理中」欄には、(A)欄の件数及び金額に、(B)欄の件数及び金額を加え、(C)、(E)、(F)及び(G)の各欄の件数及び金額をそれぞれ差し引いた件数及び金額を記載する。 $(A+B) - (C+E+F+G) = (H)$ 欄記載の件数金額
 - (2) 件数は、相手方、かつ、措置別ごとに1件とし、金額は、手続依頼の際の基礎となった債権額を記載する。ただし、同一債権について2名以上の相手方に対して同一の措置をとったものについては、その重複した件数及び金額を()内書きで記載するものとする。例えば、連帯債務者3名に対し、それぞれ100万円の支払命令の申立てを依頼したときは、上段(2) (2,000,000) 下段3件3,000,000円とする。
 - (3) 一つの措置(例えば「支払命令」)手続を法務省に依頼し、本報告書の該当欄に記載し、報告済みのものについて、その後法務省において当該措置は不相当であるとして、裁判所に対し申請又は申立て手続をとる際(例えば「即決和解」)をもってその手続をとり、又はその措置により解決した場合は、依頼時の措置(支払命令)については、「依頼後取下げ又は法務省から返れい」欄に一度記載し、整理しうえ改めて法務省が執った措置(即決和解)又はその措置により解決したときの措置欄にそれぞれ記載するものとする。なお、この場合依頼時の措置(支払命令)の「備考」欄に「法務省がとった措置(即決和解)又はその措置により解決したときの措置へ依頼変更〇件〇円」等と、その旨を明記する。
 - (4) 「支払命令」の申立てに対し、相手方から異議の申立てがあつて本訴に移行したものについては、「却下又は不成立」欄に記載し、かつ、「備考」欄に「異議申立てがあつて本訴に移行〇件〇円」等と、その旨を明記する。
- 3 (1) この報告書のB表には、管財関係の債権に関し、本年度中において次のように処理されたものについて記載する。
 - (イ) 相手方から即決和解又は調停の申立てがあつたもの。
 - (ロ) 相手方に対して、強制和議手続、破産手続、和議手続又は更生手続の開始決定があつたもの。
 - (ハ) 相手方から申立てのあつた即決和解又は調停について同意し、成立したもの。
 - (ニ) 債権者集会又は関係人集会において可決した和議若しくは和議の条件又は更生計画若しくは変更計画の認決定があつたもの。
 - (ホ) 相手方から申立てのあつた即決和解又は調停について取下げ又は不成立となったもの。
 - (ヘ) 強制和議手続、破産手続、和議手続又は更生手続の取消、廃止決定等のあつたものについて、それぞれ記載する。
- (2) 「措置の種類」欄には、即決和解、調停、強制和議手続、破産手続、和議手続、更生手続等を記載する。
- (3) 「申立て又は開始年月日」欄には、即決和解又は調停にあつては、申立年月日を和議手続又は更生手続にあつては開始決定年月日をそれぞれ記載する。
- (4) 「成立又は認可決定年月日」欄には、即決和解又は調停にあつては成立年月日、和議手続又は更生手続にあつては認可決定年月日をそれぞれ記載する。
- (5) 「不成立又は廃止決定等年月日」欄には、即決和解又は調停にあつては国側において当該即決和解又は調停に応じなかったため、相手方において申立てを取下げ又は不成立となった年月日を、強制和議手続、和議手続又は更生手続にあつては当該手続の取消、廃止又は債権者集会等において可決した和議若しくは和議の条件又は更生計画若しくは変更計画、不認可の決定年月日を、それぞれ記載し、破産手続にあつては即時抗告に基づき破産取消決定又は裁判所の破産終結決定等の終結決定年月日を記載する。
- (6) 「摘要」欄には、次の事項を簡明に記載する。
 - イ 即決和解又は調停に応じた際の法廷への国側出廷者氏名及び部局の所属別
 - ロ 法務大臣が法第30条の規定による同意をした際の債権者(又は関係人)集会への国側出席者氏名及び部局の所属別
 - ハ 成立した即決和解又は調停内容
 - ニ 同意した和議若しくは和議の条件又は更生計画案若しくは変更計画案
 - ホ その他必要と認める事項
- 4 この報告書は、財務局の歳入徴収官がとりまとめて報告する。